

## 令和2年度 第2回 神奈川県社会福祉審議会（総会）

日時：令和3年3月29日（月）14:00～16:00

開催方法：WEB 会議

<p>福祉子どもみらい局総務室長</p>	<p>ただいまから、令和2年度第2回神奈川県社会福祉審議会総会を開催いたします。</p> <p>私は、県福祉子どもみらい局総務室長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日の委員のご出席は、20名です。また、欠席委員のうち、8名の方から、議事については、委員長に委任する旨ご連絡をいただいております。</p> <p>従って、合計28名となりますので、社会福祉法施行細則第3条第3項に規定する、審議会の定足数に達しております。</p> <p>出席委員については、次第裏面の出席者一覧のとおりです。</p> <p>なお、本日の審議内容につきましては、後日公開することとなっておりますのでご承知おきください。</p> <p>また、本日はZoomを利用した会議となります。お手数ですが発言の際は、挙手の上、お名前を名乗っていただくようお願いいたします。</p> <p>また、初期設定ではマイクがミュートとなっておりますので、ご注意ください。ミュートは画面左下で解除ができます。</p> <p>次に、本日の資料ですが、事前に事務局よりデータでお送りした「資料1～6」を使わせていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、橋本 福祉子どもみらい局長からごあいさつ申し上げます。</p>
<p>福祉子どもみらい局長</p>	<p>福祉子どもみらい局長の橋本です。</p> <p>本日は、お忙しい中、令和2年度第2回神奈川県社会福祉審議会総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>コロナ禍にあつて、第1回総会は書面開催とさせていただきますが、「集合形式での開催はできなくとも、Zoomを活用した電子会議ができないか。」とのご提案を委員の先生方からいただき、本日はこうした形での開催とさせていただきます。</p> <p>山崎委員長はじめ、事務局におきましては、県庁内の会議室で全員集まって運営していることもあり、マスクをつけさせていただいておりますので、その点についてはご了解をいただければと思います。</p>

	<p>本審議会は、昭和38年に設置され、県の福祉政策などに対してご意見をいただくほか、社会福祉に関する事項につきまして、専門的な見地からご審議いただく、社会福祉法に基づく審議会であります。</p> <p>本県では、利用者目線に立った新しい障がい福祉の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及や、津久井やまゆり園の再生、意思決定支援の取組みなどを進めているところです。</p> <p>令和3年4月には、これまで津久井やまゆり園に特化して行ってきた利用者の意思決定支援の全県への展開や、虐待をなくすための利用者支援の改善、共生社会の理念の浸透などを、総合的に推進するために「共生推進本部室」という組織を新たに設置予定です。</p> <p>新たな体制のもと、福祉行政をさらに強力に進めていきたいと考えています。</p> <p>本日の審議会では、「かながわ高齢者保健福祉計画の改定」や、「津久井やまゆり園の再生」等を議題とさせていただきます。</p> <p>各施策については、本審議会の第1回総会で委員の皆様にご意見を反映させ、進めてきたところです。</p> <p>本日の総会においては、改めて委員の皆さまに、お目通しいただき、それぞれの専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りたいと考えています。</p> <p>開会にあたり、本県の福祉子どもみらい行政に対し、一層のご支援を賜ることをお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。</p>
福祉子どもみらい局総務室長	<p>ありがとうございました。橋本局長はこの後、他の公務がございますので退席をさせていただきます。</p> <p>続きまして、山崎委員長から、ご挨拶をお願いいたします。</p>
山崎委員長	<p>山崎でございます。オンライン上ではございますが、皆様にお目にかかるのは2年ぶりでございます。去年からwithコロナということで、しんどい日常になっておりますが、どうも時間がかかりそうで、ワクチン、さらに治療法の開発、しかも国境を越えて人が移動する時代ですから、国際的にも相当時間がかかりそうでございます。そうしますと、言われておりますニューノーマルというものを積極的に受け入れて、それに対応した日常生活を構築しなければならないと思っておりますが、すでに働き方が変わり、消費者、あるいは企業の行動にも大きな変化の兆しがございまして、恐らく将来のアフターコロナの時代にあっても、今のニューノーマルの相当な部分がそのまま定着するのかなと思っております。</p> <p>それは福祉現場でも無縁ではなく、オンラインを積極的に活用したコミュニケーションは既に取られていますが、これらを前提とした支援ということが定着していくのだろうと思っております。</p> <p>私の専門である社会保障でいいますと、全世代型の社会保障の構築というのが大きな柱となっております、どちらかというと遅れていた、子ども・子育ての分野も含めて、バランスの取れた社会保障の構築というのが課題となっております。それから福祉の分野では、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築というのが課題となっております、今日の報告の中でも取り上げていただくことだと思っております。</p> <p>それから、神奈川では、既に知事から積極的な発信があります、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及、そして当面の課題としての津久井</p>

	<p>やまゆり園の再生に取り組んでいただいているわけですが、現在の取組状況や課題について、それぞれの所管課から御報告いただいて、委員の皆様にご意見をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
福祉子どもみらい局総務室長	<p>ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、山崎委員長にお願いいたします。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
山崎委員長	<p>それでは、議事を入らせていただきます。 では、報告事項の1つ目、 「新型コロナウイルス感染症への対応について」 事務局からご説明をお願いします。</p>
福祉部長	<p>・報告事項1 新型コロナウイルス感染症への対応について</p>
山崎委員長	<p>それでは、事務局から説明のありました内容についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
横松委員	<p>コロナ対策で必要な、マスク・消毒用アルコール・使い捨て手袋というお話がございましたが、検温器の配給はございますか。所謂非接触型検温器になります。</p>
福祉部長	<p>県から事業所に対して検温器の配布ということはしておりませんが、各事業所において必要に応じて購入された場合は、先ほど申し上げました県からの補助ということで支援をさせていただいております。</p>
大熊委員	<p>この審議会の枠の中ではないのかもしれませんが、コロナは、精神病院が普通の人たちの3.6倍感染しているという報告がありまして、厚生省にはそれがいっているようで、病院別・県別のものも出ておりまして、例えば神奈川では96人が感染して、6人の職員が感染してといったことが言われております。局が違うとは思いますが、社会福祉や障がいという意味では共通する問題なので、精神病院でのコロナは神奈川県ではどのようにしているか。また、実態はどのように把握していらっしゃるかを教えてください。 今わからなければ、終わるまでに教えていただければと思います。</p>
高齢福祉課長	<p>所管は違いますが、コロナの関係は、県の医療危機対策本部室で実施しております。精神科の患者様については、重要な課題として認識して、県として精神科の認定医療機関ですとか、精神科に特化して精神の障害はかなり特性があるということで、きちんと入院して療養いただけるような「かながわモデル」の一部として、整備をして、対応をしているところと承知しております。</p>
大熊委員	<p>数はどのくらいと把握していらっしゃるでしょうか。今のような心がけの問題ではなくて。</p>
高齢福祉課長	<p>細かい数は確認の上、別途お知らせさせていただきます。</p>

<p>結城副委員長</p>	<p>2つ意見になります。公務員の担当部署の方、一生懸命やっていたいて、非常に大変だと思います。</p> <p>1つ目はクラスターを防ぐのに、あと1年位ずっとあると思います。病院ですね。医療の部局と調整して、高齢者と障がい者が受け入れられるベッド数を福祉サイドから要望していくことが、引き続き大事なのかと思います。施設の中で療養していると、クラスターとしても危険性があり、そういう人が出たら病院にスムーズに行けるようにした方がいいと思うので、引き続きご努力いただきたいと思います。</p> <p>また、在宅の人のためになのか、療養施設を作っていたのは非常に素晴らしいと思います。それも含め、施設の方が入っていただける仕組みが必要かと思います。</p> <p>2つ目は今回の議論とは違いますが、多分来月から施設職員向けにワクチンの接種が始まります。局が違うと思いますが、福祉部サイドからも、65歳以上の方の接種がもし始めれば、施設職員の方も同時に接種すれば手取り早いと思いますので、考えていらっしゃると思いますが、効率的なワクチン接種についても福祉サイドから働きかけていただければと思います</p>
<p>障害サービス課長</p>	<p>ご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>1点目の施設で感染者が発生した場合の対応ですが、私の方は障がいの担当になりますが、障がい者支援施設の方で入所者がコロナに感染し、重症で入院しなければならないという状況の場合は、滞りなく入院できていると考えています。それ以外の軽症の方、一般の方であれば在宅で自宅療養されるような方については、施設の方で療養していただいている、その際は、しっかりと県のC-CATが入り、ゾーニング指導をしながら、施設内の療養をしていただいているという現状でございます。</p> <p>ワクチンのお話は、高齢福祉課長からご説明させていただきます。</p>
<p>高齢福祉課長</p>	<p>ワクチンの関係は、高齢者施設の職員の方も優先接種の対象となっております。65歳の高齢者は先に接種することとなっておりますが、先ほどお話しいただきましたように効率的な接種ということで、状況に応じて施設職員と高齢者の方と同時にやることができないかは、県の担当の部署とも情報共有を図っております。市町村が実施主体になりますので、市町村にも私共からお声掛けをさせていただいて、対応を調整していきたいと考えております。</p>
<p>姜委員</p>	<p>先ほどの大熊先生がお話しされていた、精神障がい者に関する情報は、私もデータとしてこの審議会の資料に入れていただきたいと思っております。障がい福祉サービスとは違い、医療ですが、同じ高齢者・障がい者という中で把握すべき情報だと思います。後からでも結構ですので、資料1-1と同様に、感染者数や実態についての情報をお願いします。</p> <p>もう1点が資料1-6生活福祉資金の貸付についてです。3と4と緊急小口資金と総合福祉資金の貸付があります。昨年春の緊急事態宣言直後は手続きが慣れないこともあって、速やかに出すということは難しかったと思いますが、今年の1月2月について、申請件数に対して決定件数が数百件少ないように思われます。この理由としては、要件を満たさないことによるものか、手続きが追い付かないことによる時間的な問題なのか。教えていただけます</p>

福祉部長	<p>でしょうか。</p> <p>まず1点目精神関係の感染者数等の実態については、改めて確認をさせていただきますと思います。</p> <p>2点目の生活福祉資金については、お話のとおり、申請をいただいてから決定まで一定の時間がかかります。今年の夏は非常にその時間がかかっていたということですが、最近は一時ほどの時間なく、決定なりをさせていただきますいただいている状況だと認識しております。</p>
姜委員	<p>そうしますと、決定件数が少ないということは、申請をしても受けられていない方が数百人おられるということでしょうか。</p> <p>すぐにはわからないかもしれませんが、現場で相談を受ける立場としては、生活がかなりひっ迫している時にこの制度をお勧めしますので、受けられていないというのが、本当に要件を満たしていないのかきちんと把握していただきたいと思ひますし、もし手続きが遅れているのであれば、その方の生活に直結する問題ですので、改善をお願いします。</p> <p>また、生活保護の申請件数については、今年の1月2月のデータが出ていないので、これもなるべく把握して、きちんと最低限の生活が受けられるようにお願いします。</p>
福祉部長	<p>ご案内のとおりですが、この生活福祉資金の一定の要件がございます、「コロナの影響でなく、収入が減少した場合」あるいは、「同じ世帯から複数申請された場合」は不承認ということでございますので、一定の数不承認とさせていただきますことがございます。</p> <p>2点目の生活保護でございますが、こちらも私ども引き続き注視してまいります。</p>
山崎委員長	<p>続きまして、報告事項の2つ目、「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について、第1回総会(書面開催)における質疑内容と合わせて事務局からご説明をお願いします。</p>
高齢福祉課長	<p>・報告事項2 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について</p>
山崎委員長	<p>それでは、事務局から説明のありました内容についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
大熊委員	<p>資料6の委員のコメント等にも出ておりましたが、神奈川県は、他のところと比べて、認知症の方ご本人が生き生きとしていらっしゃる所になります。今私は世田谷区に関わっており、認知症ご本人が認知症の政策を作る時には関わるという仕組みを条例で作りました。神奈川県では、ご本人たちの思いや意見を、認知症の政策に生かすというご計画があるかどうか教えてください。</p>
高齢福祉課長	<p>ご意見ありがとうございます。おっしゃられるとおり、神奈川県にお住まいの方については、ご本人の活動が非常に活発でございます。これまでの県の取り組みとして、認知症施策推進審議会というものがございます。そこで神</p>

<p>加藤(忠) 委員</p>	<p>奈川県の認知症施策について、検討しております。そちらには、ご本人にご参加をいただいております。そこでご意見をいただいて、政策に反映させるという取組みを進めているところです。</p> <p>また、来年度からは、かながわオレンジ大使ということで、ご本人の方に募集をさせていただいたところ、かなり多く手を挙げていただきました。</p> <p>その方々にご自分の思いももちろん発信をしていただきますが、ぜひ事業企画の方も一緒にやっていきたいと思っておりますので、さらに取組みを進めてまいります。ご意見ありがとうございます。</p> <p>策定に取り入れていただきありがとうございます。私の方でお願いしたいのは参加ではなく、起用になります。外部評価などにおいて、認知症の方ご自身が、その施設を使いたいかどうかという意識は非常に大事だと思います。例えば藤沢と横浜であれば、藤沢に住んでいる認知症の方が藤沢の施設を審査するのではなく、横浜の施設を審査し、あの施設は嫌だな、あの施設にいきたくないという風にしていかないと、いつまでも利用者本位にたった施設ができません。起用をしてほしいのであって、参加ではありません。ぜひもう一步踏み込んでいただきたいというのが1点。</p> <p>もう1つの質問について、自治体に任せていますと言っていますが、事業経験が5年以上ないと駄目等、若い人たちが参入できない形になっています。それこそ安全な医療法人や社会福祉法人が認可されるケースが非常に多いです。そういうことをやっているが変わらないので、ぜひ若手が参入しやすい環境を真剣に考えてほしいというのが希望です。</p> <p>先ほどの件でもう1つなのですが、面会ガイドラインがありましたが、ぜひ解除するタイミングをしっかりと明記してほしいと思っております。利用者さんのご家族は会えないですね。ワクチンを打ち終わったらどうするか等、事業所自体が、会わない状況を作ってしまったりとか、外に出ないような状況を作ってしまったら、フレイルや認知症の進行がどんどん進んでいます。ある程度県でどのタイミングで解除するというを示さないと、いつまでも施設から出れないという状況になりますので、ぜひそこは責任をもってやっていただきたいと思っております。</p>
<p>高齢福祉課長</p>	<p>ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃる、参加ではなく、起用であるという趣旨は十分理解しておりますが、施設の評価にもご本人が自ら評価するだとか、一步進んだ取組みにつきましては、新年度からの高齢者保健福祉計画、それからかながわオレンジ大使の取組みというものも本当に一步踏み出そうというそういう気持ちで進めるところでございます。また具体的などころについては、ご意見をいただきながら進めていきたいと思えます。</p> <p>市町村参入事業所につきましては、市町村が主体というところではございますが、経験はないものの、しっかりと取り組んでおられる事例があることを市町村へまずお知らせをしながら、市町村と調整を進めていきます。</p> <p>面会ガイドラインについては、高齢者施設の皆様からも解除するタイミングを一斉に指示してほしいとのご意見をいただいております。しかし、解除のタイミングが、各施設の状況によっても異なると考えておりますので、県として一斉に指示をするというよりは、こういう考え方で、こういう状況になったら工夫して、やることのできるのではないかと。感染対策をしっかりと取</p>

	<p>りながら面会することが可能ではないかといったことを、丁寧にお知らせをするよう努めてまいります。</p>
加藤(忠)委員	<p>先ほどの起用の件、お給料が出る形で起用していただきたいと思います。それから面会の解除の件ですが、事業所に任せるとやらない事業所はいつまでも引っ込んだままになると思っています。ぜひ大々的な発信をしていただき、きちんと解除をすると発信をしていただかないと、非常に困る高齢者がたくさん出てくると思います。ぜひご検討ください。</p>
姜委員	<p>先ほどの面会ガイドラインの件になります。コロナ関係ですが1点お願いします。私が後見人をやっている方の施設でも、過剰と思えるほど、外出をさせない事例があります。外に出て外部の方と接触するのがよくないというのはわかりますが、建物の敷地内でもその方が出られない。建物の中しか駄目ということで、かなり気を使っているというところがあります。施設の状況によって異なるとは思いますが、体力が衰えてきているというのはかなり感じておりますので、中の方が過剰に運動しない・コミュニケーションを取らないということで能力が落ちていかないように、どういった形がよいか私も一概には言えませんが、県の方でも気遣いをさせていただいて、何らかの発信・指導をしていただきたいと思います。</p> <p>オンライン面会は当面の間感染がどうなっても維持されていくと思います。ご家族の方がオンライン面会に必要な器具を持っておらず、そのために器具を購入しなくてはならず、経済的に苦勞するという方もおられます。今大体皆さん持っていることは多いですが、経済的に貸し出すとか、すべての方がオンラインを使える状態にするということも頭の片隅に置いて、配慮していただければと思います。</p>
山崎委員長	<p>続きまして、報告事項の3つ目、津久井やまゆり園の再生について、第1回総会(書面開催)における質疑内容と合わせて事務局からご説明をお願いします。</p>
障害サービス課長	<p>・報告事項3 津久井やまゆり園の再生について</p>
山崎委員長	<p>それでは、事務局から説明のありました内容についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
姜委員	<p>かながわ共同会の指定について、県議会定例会でも通ったとのことで、県として評価委員会の結果を踏まえてとのことですが、資料3-2によると、評価委員会では、かなりガバナンスについての懸念が示されています。結局理事について、次期改選期に抜本的に改革を行うことを期待してかながわ共同会になったと読みました。もしそうであれば、次期理事が、ガバナンスについての評価委員会の懸念を払拭することを確認された証拠と言わずとも、事情といえますか、次期役員がどういう方と把握されたのか、その辺りを教えてください。</p>

障害サービス課長	<p>抜本的なガバナンスの改革それだけが評価されたわけではなく、やはり事業計画、再発防止策そこがしっかり書かれているというところを評価をいただいたと考えております。</p>
	<p>また、それ以外にガバナンスのあり方、見直しが足りないのではないかと、いう厳しいご指摘を受けた中で、共同会からは新しい施設は新しい体制でということで、現在の理事3名が退任される意向・決意が表明されたところでございます。</p> <p>今後県としては、こういったことが確実に履行されて、新しい体制でといったところも一緒に相談をさせていただきながら、また指定管理が始まる際は県も一緒になって、モニタリング等を通じて、利用者支援の改善を進めていきたいと考えています。</p>
大熊委員	<p>利用者目線の支援推進検討部会の報告が出ると聞いていますが、それはいつどのような形で出るのか把握しておられたらお聞かせください。</p> <p>それから、やまゆり園の中で縛られていたり、殴られていたり、閉じ込められていた人が、他の施設に出てきたら、全く生き活きと仕事もするといったことが、特に毎日新聞などで丁寧に報道されております。</p> <p>そして、裁判の判決の中でも、あの犯人がそのようなことになったのは、施設の日常生活が原因の1つではないかと言われております。誓いというのをするそうですが、どんな誓いをするのか疑問であります。</p> <p>本当は今日の段階で利用者目線の報告書というものが出れば、かなり判断ができると思いますが、その辺りのことを2つほどお聞かせください。</p>
障害サービス課長	<p>まず1点目ですが、先ほど殴られた利用者さんがいるとおっしゃいましたが、殴られたという事実は把握しておりません。確かに長時間拘束等は事実ですが、そこだけは修正させていただければと存じます。</p> <p>犯人のところについては、我々も犯罪と今回の件がどういう風に結びついているかというところは、裁判では明らかになっていないのではないかと思っております。</p> <p>モニュメントのことで、誓いのお話を委員からご指摘いただいたと思っております。まずモニュメントについて説明させていただきますと、県としては3つのコンセプトがあると考えております。1つ目は、事件で命を奪われた利用者への鎮魂、それから事件を風化させないための後世へのメッセージ、最後に偏見や差別のない、ともに生きる社会を目指す誓い。そういった3つのコンセプトをこのモニュメントには込めております。このモニュメントを活用しながら、県民の皆様に浸透させていきたいと考えています。</p> <p>先ほど詳細図を見ていただいた際に、誓いの文書があると触れさせていただきましたが、この誓いの文書は、ご遺族の方から、ご提案をいただきました。このモニュメントだけではなく、このモニュメントがなぜここにあるのか、こういった意味があるのかということで、例えば事件の経過ですとか、最後にこういった事件を繰り返してはならないといった誓いの文書が入ることになっております。今現在ご遺族の方と文章の内容を詰めており、来年度ご報告ができると考えております。</p>



利用者支援検証 担当課長	<p>障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会の報告書のことでお話をいただきましたが、この後資料4でご説明した上だと思っております。資料説明の後でまとめてということでもよろしいでしょうか。</p>
大熊委員	<p>わかりました。風化のことですが、何を風化させないよというのは非常に大事なところで、あの施設で行われていた非常に不適切な支援についての反省が風化されないのならよいのですが、何となく風化というのはどうかと思っております。</p> <p>それから、遺族と、亡くなられた方や傷ついたご本人たちというのは違うところですよ。障がいの分野の方が必ず言うことですが、ご本人の利益と家族の利益は必ずしも一致しないというのは常識でございます。遺族が主役になるというのは少し解せない気がいたします。</p> <p>美しいモニュメントよりも、もっとあそこで一体何が行われていたかということ、後で利用者目線のご説明があると思いますが、そういうことを踏まえた風化させない。広島は誰が悪いのかもわからない、みんなで反省しましょうといった形にならないことを願っております。</p>
君嶋委員	<p>全体の進行の中で、どこで言ったらいいか整理が必要なのもかもしれませんが、私は指定管理者制度というのが、こういった福祉施設に適用されることについて、かねがね疑問に思っております。例えば今回公募にするとか、共同会の指定を早めに見直すといった話がありましたが、こうした施設では継続性というのが利用者の安心感その他についてとても必要だと思います。</p> <p>そもそも、それまでの指定管理者がとても問題があるとしても、全て入れ替えるということは、利用者の利用しやすさにつなげるのは非常に難しいと思います。</p> <p>そういった点で、このケースに沿った見直しとはまた違うベクトルになるとは思いますが、こういった施設において指定管理者制度というのは、果たしてどうなのか。例えば公園の指定管理などとは求められる内容が全く違って来るわけですから。そういった点でこういった部会でも様々なケースに関わる大きな問題として、指定管理者制度はこういった施設について馴染むのかどうかといったことも、機会がありましたら取り上げていただけましたらと思っております。</p>
障害サービス課 長	<p>只今の委員のお話は、継続性の話だと思っております。例えば公募で指定管理者が変わる。そういったことも指定管理者制度ではございます。</p> <p>そういった中で、県議会の先生方からのご意見も踏まえながら、今回提案の中には、万が一一次期公募をした際に指定管理者が変わった場合にどういった対応ができるか。そうしたご提案もいただきました。</p> <p>例えば県立の直営施設から指定管理者制度を導入する際には、県職員を2年間ほど派遣させていただきました。今回同様に、指定管理者の方からは、万が一指定管理者が変われば派遣を検討する。そういったご提案もいただいておりますので、利用者やご家族が不安にならないように対応していきたいと考えております。</p>
君嶋委員	<p>本当でしたら県が直接やっていたことから指定管理に切り替えるということとはまた質が違うと思います。県の場合は身分を確かに保った上で、派</p>

<p>山崎委員長</p>	<p>遣ということもできた、その経過は存じておりますが、民間の場合は「A事業所からB事業所に派遣します。」「身分は保証します。」とか「条件も保証します。」と綺麗にはいきません。そういう意味では、こういった指定管理者制度にというのはなかなか難しいものだろうと考えております。お時間の関係もあるでしょうから、この場ですぐに答えは出ないと思っておりますが、今の説明だけではなかなか難しいだろうと考えております。</p> <p>ご意見として記録に残し、機会があればまた検討していただければと思います。</p> <p>続きまして、報告事項の4つ目、障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会について、事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>利用者支援検証担当課長</p>	<p>・報告事項4 障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会について</p>
<p>山崎委員長</p>	<p>それでは、事務局から説明のありました内容についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。</p>
<p>山崎委員長</p>	<p>続きまして、報告事項の5つ目、ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて、事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>共生社会推進課副課長</p>	<p>・報告事項5 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて</p>
<p>君嶋委員</p>	<p>憲章の制定のころからある程度関わってきました。憲章の普及はそれはそれで悪くありませんが、もはや憲章の普及に留まっている段階というよりは、具体的な施策が必要だと思います。ですので、いつまでも憲章の普及という言葉を使っているのではなくて、憲章を活かす具体的な施策に、より他の部門も含めて、福祉の方で施策の実施を全般的に図っていくというところで、リードしていただきたいと思います。</p>
<p>共生社会推進課副課長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、ともに生きる社会かながわ憲章は、事件をきっかけに県議会の皆様と共に策定しました。憲章の認知度が上がったとはいえ、まだ十分とは言えないと思っておりますので、県民の方にきちんと知って、理解していただく。そういった取り組みも今後進めていきたいと思っております。また、ただ憲章そのものを普及するのではなくて、その理念を活かした施策・事業を実施するというのはおっしゃるとおりだと思っております。共生社会の実現というのは、共生社会推進課だけが行うのではなく、福祉子どもみらい局もそうですし、他局にも兼務の部長等を設置し、定期的に打合せ・情報交換をしてきました。他局もそういった取り組みをしております。今後もそのように取り組んでまいります。</p>
<p>大熊委員</p>	<p>今他局という言葉が出ました。ともに生きるというのは、精神病院にいる人のことも含んでいると私は理解し、それは自分事であると考えています。今国際的な精神医学の雑誌では、日本はとてもひどい国だということになっております。日本は精神病院の中で縛られている人の割合がアメリカの266</p>

	<p>倍、オーストラリアの599倍、ニュージーランドの2,000倍位です。縛られているということを、国際的な調査のもとに雑誌に出て糾弾されています。それはどこから始まったかという、神奈川県の大和病院という精神病院です。全く暴れてもいないニュージーランドの青年が、縛られて、10日後に死んでしまいました。その後日本以外の国でも世界的に話題になり、イギリスやオーストラリアの新聞が騒いでいるという状況です。なのに、そのお膝元の神奈川県では、大和病院が暴れてもいない人を縛り、そして死に至らしめたということに何の検討も行われていません。ただ綺麗事の校長先生の講和というもので済ませているのでは、全く共生社会に反しているように思います。この亡くなったサベジさんのお兄さんは、神奈川県の大学にも勤めておられますから、いつでもお呼びになって、そういう方を入れて、共生社会は本当はこうだということをしていただけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。他局もとのことだったので、精神分野の共生がこの神奈川県ではどうなっているかということについて、お教えてください。</p>
<p>共生社会推進課 副課長</p>	<p>私がお局と申し上げたのは、少し委員のご指摘の分野から外れるかもしれませんが、例えば教育委員会の特別支援教育やインクルーシブ教育、スポーツ局の障がい者スポーツやパラリンピックなどでも、ともに生きるや共生社会という理念は織り込みながら各局で施策を実施しているという趣旨で申し上げます。委員のおっしゃる精神病院はもちろん、障がい者という意味では、ともに生きる・共生社会の対象となる分野です。具体的な取り組みについては、所管外なのでお答えできませんが、そういった部分は他局とも連携して進めていきたいと思っております。</p>
<p>山崎委員長</p>	<p>他局とも連携・情報共有して進めたいということでございますが。</p>
<p>大熊委員</p>	<p>他局の中にはそういう局を入れて、共生社会というものを考えていただきたいです。今国際的に非難されているところの原点が、この神奈川県の精神病院だということをもっと重く受け止めていただきたいと思います。</p>
<p>加藤(忠)委員</p>	<p>君嶋委員と同様にもう普及という段階ではないと思っています。献花台や、音楽動画の作成、イベントのマッチング等そういうことではないと思っています。ともに生きる神奈川県をどう作っていくのかという具体的な施策ではないかと思っています。私がやまゆり園の意見を求められた時に、壁もなくして、公園を作って、地域の人が入ってくる場所を作りましょうと言ったのは、当たり前にお互いがお互いを見ている環境をどう作っていくのかが必要だと考えたからです。都市部の日本人は三世代同居をしておりませんので、お年寄りがどう老いていくのかも知りません。昔は兄弟が5人も6人もいて、中には手の悪い兄弟がいて、障がいはそういったものだとわかったものです。今は最小単位の家族というものが、両親共働きですし、兄弟もおらず、多様性を理解できません。学校に行ったら特別支援学級で分けられ、中学、高校、大学に行ったら学力で分けられ、職場に行ったら専門分野で分けられます。自分に近い者しか見ないで生活していますので、ちょっとでも違うものを見ればいじめが起きます。あんな奴らは死ねばいいというやまゆり園のようなことが起こってしまうのは、それこそ子どものころから多様性を見る環境がないからだと思っています。私も介護の仕事をしていますが、今</p>

	<p>も子どもたちが外でたくさん遊んでいますし、子どもを連れて出勤している職員もたくさんいます。その子たちは、おじいちゃんおばあちゃんを認知症の高齢者として付き合っているのではなく、同じことを2回位言うけど普通のおばあちゃんだなと思って付き合っているわけです。そういう環境をプラットホームとして、特別養護老人ホームなり、やまゆり園なり、地域密着型サービスなり、そういうものを神奈川県として作っていくという実際の具体的な施策をどんどん作っていかないとはいけません。変わるには10年も20年もかかるものだと思っています。子ども達の意識だと思うので、その辺真剣に考えてほしいです。生垣にすればいいとかそういう話ではありません。壁をなくすというのは生垣にすればいいということではなく、人がちゃんと当たり前前にこういう人もいるんだなということを地域社会の中でわかるプラットホームを神奈川で真剣に作りたいという話をさせていただいています。ぜひその辺を真剣にご検討ください。</p>
<p>共生社会推進課副課長</p>	<p>委員の、もう普及の段階ではないというご指摘かと思います。津久井やまゆり園の事件は、社会的にも衝撃的な事件でしたが、あれが県立の施設で起きてしまった。それで県と県議会で議論し、憲章を策定しました。単に憲章の普及ということではなく、憲章に掲げる理念を理解してほしいという趣旨で当然普及に取り組んでいます。先ほど申し上げたとおり、具体的な施策はいろんな局に跨りますし、我々も委員がおっしゃるように、子どもの頃から、当たり前のように他人に対する思いやり等を持てるような取り組みも重要と思っております。憲章に関する理解促進の部分は、共生社会推進課が実施いき、理念を織り込んだ形での具体的な施策・事業を他局とも進めていくので、ご理解いただければと思います。</p>
<p>山崎委員長</p>	<p>とても大切なことだと思います。私からもよろしくお願いいいたします。</p>
<p>姜委員</p>	<p>社会福祉審議会、この会議自体もぜひ精神障害者の方が、大熊委員も先ほどおっしゃいましたけれども、やはり障害者の中からも漏れているように感じます。</p> <p>ぜひ今後の議題の進め方ですとか射程範囲、調査の対象、資料の準備、すべてにおいてきちんと入院している精神障害者の方も対象に入れてご準備をお願いしたいと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>山崎委員長</p>	<p>私からもよろしくお願いたします。それでは時間の関係もございますので残りの第1回総会における質疑内容につきまして事務局から説明をお願いします。</p>
<p>高齢者施設調整担当課長</p>	<p>・報告事項6 第1回総会(書面開催)における質疑内容等について (特別養護老人ホームの従来型居室の定員に係る基準について)</p>
<p>福祉子どもみらい局総務室長</p>	<p>(福祉子どもみらい局所管計画等の改定時期の変更について)</p>

山崎委員長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。</p>
結城副委員長	<p>個室の従来型の特養の件ですが、今事務局や皆さんの意見で半分半分になるので、とりあえず経過措置というのは理解できました。ただ今後個室しか認めないとなるとまた割合が、どんどん個室が増えていくと思う。議事録でも残していただきたいのですが、個室の割合が増えていけば、こうした経過措置もまた検討したほうがいいのかと思います。</p> <p>なぜかという団塊の世代が、神奈川の場合2035年に85歳以上になるので、もっと要介護者が増えていきます。特に低所得者の人で、個室ユニットというのは生活保護の人は非常に入りにくいということですので、2025年度までだったら半々ということで非常にいいと思いますが、またこれから6割7割と増えていくとまた選択肢が狭められるということも検討していくべきかと思います。</p> <p>あとは十分に市町村の意見も聞いていくほうがいいのではないかと思います。以上でございます。</p>
山崎委員長	<p>はい、いかがですか。その意見があったということはそのとおり議事録に残します。</p> <p>反論もあるかと思いますが進めさせていただきます。</p>
大熊委員	<p>団塊の世代は数が多くなるから雑居でもたくさん作りなさいというのが福祉の先生がおっしゃるとはちょっと私は不思議です。団塊の世代の人はだいたい子ども部屋を持っているような世代ですから、その人たちを雑居に押し込む、二人部屋かもしれないけれども、それは時代にはそぐわないです。それが単にお金が払えないから雑居で我慢しなさいというのはやはり理不尽なことで、そういう方でも自分の部屋を持てるようにというのが、県がとるべき政策ではないかと私は本人目線的には思います。</p> <p>以上でございます。</p>
山崎委員長	<p>それは大熊委員いつもおっしゃっていることございまして、それが議事録に残るということでございます。</p> <p>私自身は、これは居住費の負担の問題で、むしろ介護保険のなかできちっと、対応すべきと思っています。例えば家賃手当を入れるだとか、低所得者の軽減を徹底するとか、そういう形で解決すべきだろうと思っています。これも私の意見でございます。</p> <p>他にございますか。</p>
加藤(馨)委員	<p>特養の多床室の意見がでましたので一言だけですがけれども、やっぱり実際受けている方ですとご家族なりご本人のニーズというところで多数室という声を聞きます。ですので、先ほどの質疑回答にもありましたように、県も今後きめ細かいニーズ調査をしていただいて、実態に合った形を研究模索していくことはぜひ続けていただければと思っています。</p> <p>1点だけ私の立場から言うと、県の第8次福祉計画でやっぱり箱物が全然、サービス付き高齢者向け住宅も含めて増えていくのは変わらないので、ぜひ箱物全体を見たうえで、人材育成等も含めて考えていっていただきたいと思っています。</p>

山崎委員長	<p>こちらも議事録に残します。それでは次に、先ほど事務局から回答保留にしていた精神病院の件で、お答えいただけるようでございます。どうぞ。</p>
高齢福祉課長	<p>先ほどコロナの関係で、精神疾患のある方の専門病院ということでございました。所管の部署に確認しましたところ、3か所指定されているということでございます。1か所目が県立精神医療センター、2か所目が臨時の医療機関の、イノベーションパークの病院、3か所目が川崎市立川崎病院。以上3か所が精神科の方のコロナ対応の専門の病院ということで指定をされております。</p>
大熊委員	<p>私が伺ったのはどう対応しているかではなくて、数ある精神病院の中で、一般医療にコロナが発生している実態を把握していたら調べてくださいということです。他の病院以上に3密なのが精神病院の中ですから、きっとたくさん被害にあっていると思います。例えば他の民間のところでもそういうのを調べていて、神奈川県は今言った病院じゃない名前も挙がっているようなことですので、調べ方が間違っているように思います。今日でなくて結構ですので、後でお調べください。</p>
高齢福祉課長	<p>精神病院でコロナが発生してしまっている実態という趣旨でよろしいでしょうか。</p>
大熊委員	<p>そういう質問でございました。</p>
高齢福祉課長	<p>失礼いたしました。所管課に確認の上、後日ご回答させていただきます。</p>
山崎委員長	<p>進行にご協力いただきましてありがとうございます。定刻になりましたけれども、どうしてもという方があれば。</p>
大島委員	<p>1分で終わります。先ほど加藤(馨)委員の方から、サ高住のお話をいただきました。囲い込みが最近ちょっと問題になっているのではないかとということがありましたので、囲い込みを見つけ出す仕組みというのでしょうか、過剰な介護ということころで県の方にもお願いできればと思います。 以上です。</p>
山崎委員長	<p>はい、よろしいですね、ご意見を伺いました。ありがとうございます。</p>
大熊委員	<p>一言だけ。さきほど指定管理の問題が流れてしまいましたが、指定管理になりますと職員の処遇が悪くなるという傾向があります。あの犯人も大体最低賃金ぐらいの時給で募集されて入ったわけです。支援者が幸福でないと支援される人も幸福でないという法則がありますので、そのあたりご考慮いただけると幸いです。指定管理というのは、そういう問題を含んでいることを付け加えさせていただきますのでよろしくお願い致します。</p>
山崎委員長	<p>ご意見頂きましてありがとうございます。 それでは報告事項につきましてはこの程度とさせていただきます。様々な</p>

福祉子どもみらい局総務室長	<p>ご意見をいただきましたが、事務局にはただいまいただいた意見を十分に尊重しながら今後の施策を進めていただきたいと思います。</p> <p>それでは予定の時間になりましたので本日の総会をこれをもって終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。</p> <p>山崎委員長ありがとうございました。委員の皆さまもありがとうございました。</p> <p>以上で令和2年度第2回社会福祉審議会総会を閉会させていただきます。本日保留とさせていただきました内容につきましては委員長、副委員長にお諮りしまして、再度皆様にご案内させていただきたいと思っております。本日は長時間にわたり、またお忙しい中大変ありがとうございました。</p>
---------------	--